

空き店舗等活用事業補助金交付制度の概要

小諸市では、中心市街地の活性化を図るため、事業者等が中心市街地活性化対象区域内（図1）の空き店舗等へ出店する店舗改修費等の一部を補助します。

【対象事業】

商店街団体や事業者等が中心市街地にある空き店舗等を活用し、集客に役立つ施設及び店舗を新規に開設する事業又は既存の施設及び店舗を増設する事業。

【対象店舗】

- 1 小売店、飲食店、サービス業（旅行業・宿泊業）

【風営法に規定するものを除く】。

※飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。

※不特定多数の者が自由に入出りできること。

※規定する業種と対象とならない業種の複合店舗を開設する場合についての取り扱いは補助金交付対象となる業種が主業種の場合は補助金を交付する。

ただし、交付額は経費対象となる業種の占める店舗面積で按分する等の調整をとる場合がある。

また、次のアからエのすべてに該当する場合その業種が主業種であると判断する。

ア 従たる業種より売上が多い。

イ 従たる業種より労務量が多い（従業員の配置状況など）。

ウ 看板、チラシ等のPRが主業種となっている。

エ 公の書類において主業種となっている（税の申告など）。

- 2 集客施設（展示場、フリーマーケット、休憩所等で特に活性化に寄与するものうち、商工会議所・商店街団体・NPO法人が開設するものに限る）。

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率
1 空き店舗等の改修又は新・改築費及び附帯施設の設置に要する経費。ただし既存の施設及び店舗を改修又は改築する経費は除く	1、2合計の3分の1以内。 ただし、100万円を限度として、3年間の分割交付とする。
2 空き店舗等の購入費（土地代は除く）	

※附帯施設とは空調、給排水、厨房、業務用大型機器、トイレ、看板、戸棚、カウンターなど建物と一体となっているもの（容易に移動できるものは除く）並びに店舗に併設された事業用倉庫をいう。（駐車場は除く）

※居ぬき購入にかかる費用一切は補助対象外。

【補助要件】

- 1 空き店舗等とは、商業（サービス業を含む。）若しくは事務所の用に供していたもので、3ヶ月以上利用されていない建物、空き家バンクに登録されている空き家、空地进行をいいます。
- 2 補助金を受けるには、小諸市補助金交付規則に規定されていることのほか、次のことが条件になります。
 - ア 中心市街地活性化対象区域内であること。
（区域内から区域内への移転は対象外）
 - イ 申請した内容に基づき3年以上活用すること。
 - ウ 市区町村税に滞納がないこと。

- エ 空き店舗等の貸し手と借り手が生計を一にしている場合およびその関係が直系親族または2親等以内の傍系親族でないこと。
 - オ 内装リニューアル等の意図的・一時的な閉店でないこと。
 - カ まちづくり協定締結地区において建物の外観が変わる場合は、地域の歴史、文化性を尊重し、街並み、景観に配慮すること。
 - キ 店舗が所在する区域の商店街団体及び小諸商工会議所に加入すること。
 - ク 空き店舗等の改修又は新改築及び付帯施設の設置を行う業者は市内に事業所を有する者又は市内に住民登録がある個人の事業主とすること。
- 3 他の補助金と重複しては受けられません。
 - 4 補助金を受けるには、事業（改修工事等）の開始前に申請が必要になります。

【その他の注意事項】

- 1 当該年度の補助金予算がなくなり次第、年度内の申請受け付けは終了となります。
- 2 補助事業を開始する前（工事を着工する前）に、申請～審査～交付決定までが完了している必要があります。交付決定がされていない事業については補助対象外となりますのでご注意ください。また、事業終了後30日以内の実績報告をしてください。
- 3 制度利用にあたり、不適格な事例があった場合は、補助事業完了後であっても補助金の取り消しや、返還となります。

【必要書類】

補助金交付申請書（様式第1号）に所定の書類（開業計画書・経営指導員による意見書・空き店舗等の位置図・印鑑証明・納税証明書等）を添付し商工観光課に提出。

図1



※ 上記は制度の概要となりますので、申請をお考えの方は事前に商工観光課商工振興係までご相談ください。